

# 医療機関共同利用委託契約書

委託者（以下「甲」という）と受託者 広島中央保健生活協同組合 福島生協病院（以下「乙」という）とは、検査の受託に関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 地域の医療機関との連携を図り医療機器を共同利用することで、地域のニーズに対応することを目的とする

（概要）

第2条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、検査の実施について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施に当たり検査日時の予約をとり、患者説明を行う。
3. 乙は、受託した検査を行い、その画像データ等を甲に渡す。

（委託検査の種類）

第3条 委託検査の種類は次の通りとする。

1. CT撮影
2. MRI撮影
3. 骨密度検査

（契約期間）

第4条 この契約による委託期間は 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。またこの契約の有効期間満了前1ヶ月までに契約当事者のいずれの方からも、この契約の改定について何らかの意志表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間この契約を更新されるものとし、以下も同様とする。

（検査料金）

第5条 第3条により乙が実施した撮影業務について、乙は甲に請求する費用の額（以下「委託料」という）は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定める所定点数（診療報酬の9割）として算定した額とする。

（検査料金の請求）

第6条 乙は前条により算定した毎月分の委託料を、その都度甲に請求するものとする。甲は前項による適法な請求書を受領した月の翌月末日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

（検査結果の疑義）

第7条 検査結果に疑義がある場合は、その各号により処理するものとする。

1. 甲は、検査結果受領後7日以内にその内容を乙に通知しなければならない。
2. 乙は、全号の通知を受けたときは、甲と協議のうえ、再検査、その他適切な処理をしなければならない。

（契約の解除）

第8条 甲または乙は、次のことに該当するときはこの契約を解除することができる。

1. 甲または乙がこの契約に違反したとき
2. 乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき

3. 健康保険法の改正により委託業務が困難になったとき

(検査実施中の事故責任)

第9条 検査実施中(開始から終了まで)に不慮の事故が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする

(個人情報)

第10条 乙は、本契約に基づいて検査を実施するために知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし乙により個人情報が漏洩した場合は、乙がその責任を負うものとする。

第11条 この契約について疑義が生じた場合およびこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙の協議のうえ解決するものとする。

令和 年 月 日

甲

住所

医療機関名

院長名

乙

住所

広島県広島市西区福島町1丁目24-7

医療機関名

広島中央保健生活協同組合 福島生協病院

院長名

北口 浩